

## 旭川市水道局建設工事共同企業体（分担施工方式）取扱要領

### （目的）

第1条 この要領は、旭川市水道局が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体のうち、公共工事のコスト縮減及び確実かつ円滑な施工を図るために活用する分担施工方式による共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### （共同企業体の運営形態）

第2条 この要領に定める共同企業体の運営形態は、一つの工事を複数の工区に分割し、又は、一つの工事を複数の業種に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区又は業種（以下「分担工事」という。）で責任を持って施工する分担施工方式とする。

### （対象工事）

第3条 分担施工方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が5千万円以上1億5千万円未満であって、工事期間等施工の条件上適当と認められる工事の中から選定するものとする。

- 2 対象工事は、複数の工区又は業種に分割して施工するものとし、あらかじめ工区数、業種、共同企業体の構成員数及びその格付を指定するものとする。
- 3 前項の共同企業体の構成員の格付は、原則として各工区、業種別を分割して発注した場合の等級区分に応ずる予定価格に対応したものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、分担施工方式によることが特に必要と認められたときはこの限りではない。

### （構成員数）

第4条 構成員の数は、2又は3社とする。

### （構成員の資格要件）

第5条 すべての構成員が次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 発注工事に対応する工事の種別について旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格を有していること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。
- (3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者（以下、監理技術者等という。）を、分担工事ごとに工事現場に配置できること。なお、分担工事ごとの請負金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第27条で定める額以上である場合は、監理技術者等を分担工事ごとに専任で配置できること。ただし、監理技術者を置くべき工事について、監理技術者を補佐する者を専任で配置する場合、監理技術者は他の工事現場1件に限り兼任することができる。
- (4) 分担工事ごとの請負金額が令第27条で定める額に満たない場合であっても対象工事全体の請負金額が令第27条で定める額以上である場合は、前項の規定にかかわらず、

共同企業体の代表者については監理技術者等を専任で配置できること。ただし、監理技術者を置くべき工事について、監理技術者を補佐する者を専任で配置する場合、監理技術者は他の工事現場1件に限り兼任することができる。

(結成方法)

第6条 競争入札の参加要件を満たす構成員の自由な意思に基づく自主結成とする。

2 共同企業体の協定書(分担施工方式)は、別紙に定めるところによる。

3 共同企業体は、契約締結時に、当該工事における分担工事額を記載した共同企業体協定書第8条に基づく協定書を提出するものとする。

(代表者の選定等)

第7条 代表者は分担工事額が構成員中最大となる者とする。

(存続期間)

第8条 発注工事の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該契約の履行後3か月を経過するときまでとする。

2 発注工事の契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該工事に係る契約が締結されたときまでとする。

(入札参加形態)

第9条 共同企業体と単独企業との混合入札は行わないものとする。

(低入札価格調査又は最低制限価格制度の適用)

第10条 旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領の規定による低入札価格調査又は旭川市水道局建設工事等最低制限価格制度実施要領の規定による最低制限価格制度を適用する場合は、対象工事及び各分担工事に適用するものとする。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

(工事)

## 共同企業体協定書（分担施工用）

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 旭川市水道局発注に係る下記工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の請負

工事名 \_\_\_\_\_

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_ 共同企業体  
(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を \_\_\_\_\_ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に成立し、工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称 \_\_\_\_\_

住 所

商号又は名称 \_\_\_\_\_

住 所

商号又は名称 \_\_\_\_\_

(代表者の名称)

第6条 企業体は、\_\_\_\_\_ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、工事の施工に関し、企業体を代表しその権限を行うことを名義上明らかにした上で、監督官庁と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い、請負契約に基づく行為を行う権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

	工事（構成員名）	
	工事（構成員名）	
	工事（構成員名）	

2 前項に規定する分担工事の工事額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が作成した工事工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、 \_\_\_\_\_  
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月

1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第14条 構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づいて、その損害を負担するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_ 外 \_\_\_\_\_ 社は、上記のとおり \_\_\_\_\_ 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 \_\_\_\_\_ 通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名捺印の上正本については構成員各自が所持し、副本については、競争入札参加資格審査申請等のため旭川市水道事業管者に提出する。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 共同企業体

代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

構成員 住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 共同企業体協定書第8条に基づく協定書

旭川市水道局発注に係る下記工事については、 \_\_\_\_\_ 共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を、次のとおり定める。

### 記

- 1 工事名 \_\_\_\_\_ 工事
- 2 分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

_____	工事（構成員名） _____	円
_____	工事（構成員名） _____	円
_____	工事（構成員名） _____	円

\_\_\_\_\_ 外 \_\_\_\_\_ 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書正本 \_\_\_\_\_ 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名捺印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については契約書に添えて発注者に提出する。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

	_____ 共同企業体
代表者	住 所 _____
	商号又は名称 _____
	代表者氏名 _____ 印
構成員	住 所 _____
	商号又は名称 _____
	代表者氏名 _____ 印
	住 所 _____
	商号又は名称 _____
	代表者氏名 _____ 印



共同企業体協定書第8条に基づく協定書（第 回変更）

旭川市水道局発注に係る下記工事については、 共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を、次のとおり定める。

記

- 1 工事名 \_\_\_\_\_ 工事
- 2 分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

\_\_\_\_\_ 工事（構成員名） \_\_\_\_\_ 円  
 \_\_\_\_\_ 工事（構成員名） \_\_\_\_\_ 円  
 \_\_\_\_\_ 工事（構成員名） \_\_\_\_\_ 円

\_\_\_\_\_ 外 \_\_\_\_\_ 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書正本\_\_\_\_ 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名捺印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 共同企業体

代表者 住 所  
 商号又は名称  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

構成員 住 所  
 商号又は名称  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所  
 商号又は名称  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印